

高松地方裁判所委員会（第38回）議事概要

1 日 時

令和元年5月14日（火）午前10時～午後零時

2 場 所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）有岡光子，今村智仁，岡克典，岸日出夫，関谷利裕，竹内麗子，野崎勝美，
平野美紀，三上孝浩（五十音順，敬称略）

（事務担当者）高橋事務局長，五十嵐総務課長，三木総務課長補佐

（説明者）三上委員

（オブザーバー）貝出民事首席書記官，高見刑事首席書記官

4 議 事（■委員長，○説明者以外の委員，●説明者）

(1) 委員長の互選について

互選の結果，岸委員が委員長に選任された。

(2) 「裁判員裁判の現状について」に関する説明

三上委員（高松地方裁判所刑事部総括判事）から，裁判員裁判の施行から現在までの運用状況，高松地方裁判所における現在の取組の実情などについて説明を行った。

(3) 裁判員裁判法廷の視察

委員が地裁1号法廷（裁判員裁判法廷）を視察した。

(4) 意見交換

○ 辞退率については，年々上昇しているということは，裁判員に選任されることへの抵

抗感を示すものと思うが、裁判員が参加した後の感想を見ると全く逆の肯定的なデータになっており、感覚的に嫌っていたが、実際にやってみると心配する程のことではなかったということだと思う。では、裁判員制度に関する広報はどうかという話になる。出前講義を実施しているとの話もあったが、やはり高校生、大学生の若い世代を対象にした広報をもっと充実させるべきだと思う。マスコミも裁判所の広報を取り上げることができるし、そうすることでより広く周知することが可能になると思うが、実施にはどれくらいのペースで広報活動をしているのか。

- 概ね2, 3か月に1回程度実施しているが、今年は、裁判員制度が始まって10周年ということもあり、通常の年よりも多く行っている。月に1回弱程度実施している。
- 出前講義の先は、自治会単位、学校単位など千差万別か。
- 大学、高校、ロータリークラブ、自治会、商工会などに出前講義をしている。40人程度から100人以上の大人数の場合もある。
- 裁判員制度の認知度が低い実態を解消するために広報をすればすぐに改善するものではないが、若い世代を中心に広報、あるいは法教育をすることが大切だと思う。広報は、マスコミに取材をしてもらって報道してもらうことで状況は変わってくるのではないかなと思う。
- すぐにどうにかなるものではなく、法教育という観点からもじっくりと取り組むことが大切であるとのことのご意見であった。法教育という視点からは、これを最も多く実施しているのは法務省だと思われるが、検察庁では、具体的にどのような法教育を実施しているのか、御紹介いただきたい。
- 出前教室というのを実施している。中学、高校の生徒あるいは先生を対象とし、ホームページに掲載して募集している。申込みがあれば、学校等に出向いていたり、検察庁に来てもらったりしている。内容としては、検察官が講師役をして模擬取調べを行ったりしている。年間10件を超える件数を実施している。
- 出前講義を受ける立場である大学のご意見はいかがか。
- 法学部の学生は、裁判員制度に関心を持っているが、学生が実際に裁判を傍聴に行く

ことは少ないようである。当大学は、地裁、高裁に近い位置にあるが、学生にとって裁判所が身近になっていない気がするの残念である。学生には、裁判の実態を見てもらうよう力を入れているところである。

出前講義は、実務家である裁判官、検察官が講義に来てくれるので大変ありがたいことである。

■ 出席率の低下については、裁判員の選任手続に行くこと自体の負担、選任されたときの負担、実際に裁判員として活動することの不安をどれだけ軽減、あるいは払拭できるかがポイントになると思われる。裁判員に対する国民目線として、これらの負担、不安についてはいかがか。

○ 私の職場で職員が裁判員に選ばれ、裁判に参加するために5日から10日間の休みが取れるかという点と実際には難しいと思う。これはどこの会社でも同様であろうし、現実問題になるところだと思う。ただ、裁判員として参加すると今までとは違った見方をすることができる等の利点があると聞いている。そういうところを広報していくことが大切だと思うし、裁判員として参加し易い環境を作ることが必要だと思う。

最近、インターネットで簡単に大量の情報が入るが、若い人達はあまり新聞を読まないようであり表面上の情報だけで短絡的に判断しがちである。三上委員の説明の中で、裁判員の方々はいろいろな方面から調べ、分析し、よく考えて結論を出すという趣旨の話があり、今の若い人たちを含めて裁判員裁判を経験することの利点を多くの方に知ってもらえればと思う。やはり参加し易い環境になることが重要であると思う。

● 皆様のご意見を伺って環境調整が大切なのであろうと思う。最近、特別に休暇をもらったという裁判員の方が少し増えてきた印象がある。ただ、経営規模が小さい企業や少人数の職場にとっては、環境調整の面で困難な面も多々あろうかと思うがいかがか。

○ 小規模の企業にとって、従業員が裁判員に選ばれると企業も従業員も大変悩むと思う。従業員は、仕事と裁判員を同時にはできず、企業としては、裁判員として抜けた従業員の補充が困難であり、例え短期間であっても難しく、結局は、裁判員に選任されることを断らなければならないのではないか。

また、統計の関係で本当にそうなのかと思うところもある。例えば、平成30年の評議の充実度について、「不十分であった」と「わからない」が4分の1弱の数字にあるが、本当はもっと多いのではないかという印象がある。表に出せない思いが裁判員の方にもあるのではないか。

- 評議の充実度が本当はどうなのかというところは、アンケート上はお示しのとおりであるが、実際には、裁判員側にも忸怩たる思いがあるかもしれない。この点については、裁判所としても真摯に取り組まなければならない。

雇用主側の経営体力が重要になっているのは間違いのないところで、裁判所側では、裁判員を選任する手続の6週間以上前に通知をするが、裁判員として参加することが可能であるかどうかを裁判員の候補者を抱える雇用主側でも検討していただくことになる。ただし、先ほどの説明のとおり、審理期間が長くなればなるほど出席率は低くなる傾向にあることは間違いなく、裁判所側ではいかんともしがたい経済的なことであるにせよ、これを改善していく方法を模索していかねばと思う。

- 裁判員制度が始まる前に、商工会議所の役員企業に対し、裁判所側からの周知、説明の機会を設けたりしたが、裁判所もその頃はかなり広報活動をしていたように思う。それ以後は、あまり裁判員制度のことを耳にすることがなかったように思うが、最近になって裁判員制度についての問題点等を新聞等で目にすることが増えてきたとは思う。

裁判員制度開始当初には、商工会議所も規定を変え、中小企業に対しても裁判員制度に併せて特別休暇を与えるように規定を変えることを指導した。ただ、10年経ってどの程度の企業が対応しているかは不明である。引き続き広報活動をしてもらえればと思う。

- 地道な広報活動が今後も実を結べばと思う。

刑を決めるのが難しいとのご意見をいただいているが、裁判員制度が始まってから、裁判所も工夫をして裁判員に理解をしてもらえよう努力をしている。裁判員の方に理解しやすいよう、見やすいように資料をカラフルなものにしたりした。少しずつではあるが、裁判所も工夫を重ねている。

- 地道な広報活動をしていくしかないと思うが、裁判員制度だけの広報に限らず、裁判所をもっと身近に感じてもらうよう裁判所のことを広く知ってもらい、開かれた司法として関心を持ってもらうことが必要ではないか。裁判に関心がある国民は多いと思うので広報のやり方も工夫してはどうか。

最近、裁判員裁判で決めた結論を高等裁判所がひっくり返したとの報道があり、せっかく国民の意見を反映するという制度なのに、結局は裁判所の意見どおりになるということになれば裁判員制度はいらないのではないかという意見もある。このような意見が広がると裁判員に選ばれた方の徒労感や制度全体に対する信頼に大きく影響があると思うし、このような批判に対して裁判所としてはどのように考えているか。

- 高等裁判所においても裁判員裁判での判決を尊重しているのは間違いないところであり、高等裁判所が裁判員裁判の結論を変えるには、相応の壁があり、それを乗り越えていることは間違いない。

- 統計の話ではあるが、裁判員裁判の判決が高等裁判所で破棄変更される割合は、通常の裁判の場合と比較してむしろ低くなっているのが実情である。とは言え、そういった御指摘があったことを踏まえ、常に自戒して当らなければならないと思う。

これまでのご意見では、やはり地道な広報活動で若い世代から日本の刑事裁判を教育していくこと、プラス面を強調し、マイナス面を埋めていくこと、企業体力による制限があるにせよ、さらに環境を整備することが重要であること等のご意見をいただいた。

やり終えたときの充実感の高いものがあり、何とかこの充実感を多くの国民に経験していただきたいと思うし、それは我々の責務である。

裁判所は、広報に関してはあまり得意ではなく、これに関して何かご意見をもらいたい。

- 報道機関をどんどん使ってもらいたい。情報は積極的に公開していただき、裁判所の広報活動を売り込んで報道をうまく使えばよいと思う。報道機関としては、取材依頼があればすぐに対応できる体制はある。

- ある報道機関から聞いた意見では、情報を受けるだけの広報ではなく、参加型の広報

の方が関心は高いのではないかとのことであった。この点はいかがか。

○ 高校、大学で模擬裁判をよくされていると思うが、そういうことで関心がない学生にも関心を持ってもらえらると思う。また、最近はインターネットを活用することで幅広く意見をいただくことも可能である。

■ 高校生では模擬裁判選手権というものもあり、最近盛んになってきているようで香川県の高校生の中でも実際に参加している生徒もいる。大学の方はいかがか。

○ 大学に模擬法廷があり、小学生に参加してもらって学生の授業とドッキングさせ、弁護士にも協力してもらって模擬裁判を実施している。小学生には大変好評である。

たしか、裁判所で夏休みに親子で参加できる広報企画があったと思うが、親子で参加するような企画がたいへんよいのではないか。私自身も子供が小さなころに参加を考えたが叶わなかった。ぜひ、夏休みに限らず、冬休み、春休みにも実施してもらいたい。

■ 本日は、たいへん貴重なご意見を頂戴した。今後の裁判員裁判の運営に役立てたい。

5 次回の予定

令和元年11月20日（水）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「要配慮者に対する取組みについて」